

マイナンバーカードはオンライン資格確認において 健康保険証として利用できます

(※公費負担受給者証・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。)

より質の高い診療を行うため、オンライン資格確認による情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報)を取得して活用しています。初診時にはマイナンバーカードをご持参ください。

当院は医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関です。

令和4年10月12日より医療情報・システム基盤整備体制充実加算を下記のとおり算定いたします。

加算措置名称:「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」

- ①マイナンバーカードを利用する場合 **初診:2点** 再診:加算なし
- ②マイナンバーカードを利用しない場合(従来の保険証を利用した場合) 初診:4点 再診:加算なし